

令和8年度第1回 公益通報委員会

令和8年4月
兵庫県財務部

令和8年度第1回公益通報委員会

日時: 令和8年4月30日(木) 9時30分～

場所: 3号館7階会議室 (オンライン併用)

[報告事項]

- 1 委員改選と役割の見直し……………資料1
- 2 実施要綱に基づくモニタリング……………資料2
- 3 令和7年度モニタリング結果の公表等……………資料3

[協議事項]

- 1 令和8年度実施計画……………資料4

公益通報委員会の委員改選と役割の見直し

1 委員の見直し(任期：令和8年4月1日～令和11年3月31日)

令和7年度末に任期満了に伴い、各分野における協会等に対し推薦依頼の手続きを行った。

分野	氏名	役職	役割	就任年月日 (就任期間)	備考
法律	西野 百合子	弁護士	法的観点からの妥当性・適法性の判断	R5.4.1～ (3年)	再任：県弁護士会の推薦
会計	細川 明子	公認会計士	財務・会計面の透明性と適正性の判断	R8.4.1～ 【新】	新規：日本公認会計士協会の推薦
経営者	岸 敏幸	経営者	組織運営・マネジメントの実効性の判断	R5.5.26～ (3年)	再任：県経営者協会の推薦
学識者	日野 勝吾	大学教授	公益通報者保護法の専門的な学術的助言	R8.4.1～ 【新】	新規：中立的な立場

2 審議事項の追加【拡充】

区分	審議事項	実施時期	対応内容
現行	通報事案の 是正措置の対応検討	必要に応じて随時	① 県が行う是正措置等の対応案検討 ② その他通報制度の改善検討
拡充	通報事案の モニタリング	必要に応じて随時 (四半期に1回以上)	① 通報事案の受理 ② 通報事案の調査 ③ 是正措置の内容
拡充	制度全般の モニタリング	年度末に1回	① 制度運用を検証 ② 検証結果の公表 ③ 次年度の制度運用に反映

内部公益通報制度実施要綱に基づくモニタリング

公益通報事案の対応状況等を可視化及び公表することで、透明性を確保し、制度の信頼性を高める

1 対象範囲

すべての通報事案（不受理案件を含む）及び制度全般を対象

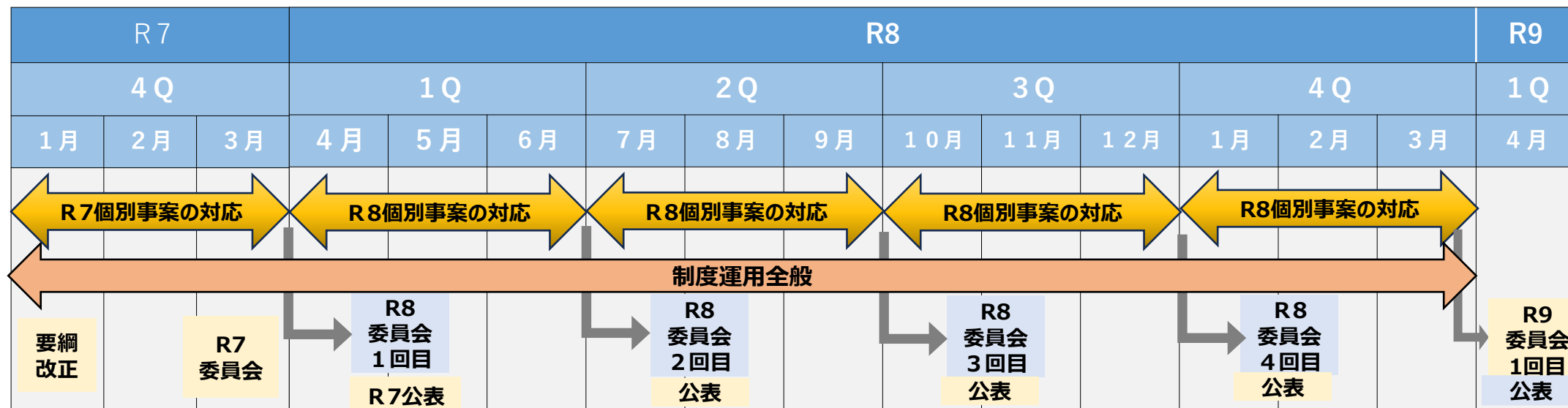
2 実施主体

- ・ 県政改革課：自己評価の実施、運用状況報告、是正措置等の実効性確保、モニタリング結果公表
- ・ 外部専門家：通報事案の対応及び通報制度の運用状況のモニタリング（評価・改善）の審議

3 実施及び公表方法

- ・ 公益通報委員会は、4半期ごとを目安に年4回程度開催し、その都度モニタリングを行う
- ・ 制度全般の運用改善及び個別の通報事案に関するモニタリングを実施し、その概要を公表
- ・ 通報者情報は秘匿性を確保するとともに、資料共有はセキュリティを確保した上で実施

4 R8以降のスケジュール



内部公益通報制度実施要領に基づくモニタリング

5 具体的な実施項目

(1) 制度全般のモニタリング

法律、法定指針及び国ガイドライン並びに県の制度運用の改善状況（資料3）等を踏まえて、自己評価及び外部専門家による評価又は助言を定期的に受け、その結果を公表し、公益通報体制の継続的改善（PDCA サイクル）を行う。

(2) 通報事案のモニタリング

公益通報委員会の開催都度、すべての公益通報事案について、下記の項目内容を中心として、適切に事案対応ができているかを評価又は助言を受けた上で、公益通報事案の対応を適切に行う。

〔モニタリングの観点〕

区分	実施内容
受理の判断	受理・不受理の理由・根拠、不受理の合理性等を評価
調査の方法	調査の手法、手続きの不備、調査状況等を評価
調査の委任	知事等幹部の関与（利益相反）、高度専門性の要否等を評価
是正の判断	是正措置や再発防止策の方法を評価
通報者への対応	手続きの期限、通報者対応の十分性・通報者への救済・回復措置等を評価
フォローアップ	措置状況、追加是正の要否、通報者からの苦情・意見対応等を評価

公益通報委員会によるR7モニタリング結果の公表等

資料 3-1

1 趣旨

公益通報制度の適正な運用確保に向け、本県の要綱に基づき、外部専門家で構成する**公益通報委員会に制度運用全般とすべての通報事案のモニタリングを受けた**ので、その結果をHPで公表する。

	受付	受理	不受理	是正措置	継続調査
内部通報	34件	17件	17件	5件	5件
外部通報	28件	24件	4件	7件	3件

※不受理の主な理由は、別窓口・団体の事案が多い

【参考】兵庫県内部公益通報制度実施要綱

第29条 県は、適正な制度運用を確保するため、自己評価に対する外部専門家による評価又は助言を定期的に受け、その結果を公表し、内部公益通報体制の継続的改善（PDCAサイクル）に資するよう努めなければならない。

2 モニタリング結果

（県による自己評価）

法の趣旨に基づき、**制度周知や外部窓口運用をはじめ、適切に制度運用を実施**
 制度の透明性を確保するため、**外部専門家によるモニタリング等の導入など制度は改善**
 今後、モニタリング結果を踏まえ、継続的改善を推進

（公益通報委員会による第三者評価）

- これまでの**制度改正の取組や制度運用に大変な尽力であった**
- 今年度の通報事案について、**事務局が適切に調査・対応していることを確認**
- 委員会でのモニタリングが、制度の透明化や不正行為の抑止として機能することを期待

（指摘のあった改善点）

- 通報件数がかここ数年で増えているが、当該制度の対象外の事案も混在しており、通報者には、制度の趣旨や適切な窓口等を事前に正しく理解してもらう仕組みが必要

（体制の継続的改善）

- 他機関の通報事案が当該窓口寄せられていることから、事前に適切な窓口を教示するなど、県ホームページや庁内イントラネット等の説明に工夫を凝らし、制度改善を実施

公益通報体制の整備（R7制度運用の改善状況）

法の趣旨を踏まえ、通報者保護や法令遵守の徹底を図り、県民の公益の保護に資するとともに、組織の活性化・健全化を図り、より透明で公正な県民に信頼される県政を推進する。

①主な取組

区分	主な実施内容
制度 周知	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 県HPの見直し（体系整理や内容充実） <ul style="list-style-type: none"> ・ 実施要綱の公表、対応フロー図の明示 ・ 通報手段の拡充（WEBフォーム導入等） ・ 2号通報の通報対応所管課一覧の公表 ・ 通報実績の公表内容の充実（概要記載等） ▶ 職員向け庁内イントラネットの充実 <ul style="list-style-type: none"> ・ 通報者向け、対応者向けの各専用ページを開設 ・ よくある質問Q & A、マニュアルの追加・公表 ・ 制度理解促進のための資料等の充実 ▶ 制度チラシ作成、自治研修所での配布
体制 整備	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 公益通報制度所管部局の一元化（R7.4～） ▶ 外部窓口の設置・運用（R6.12～） ▶ 通報事案（利益相反等）の外部委託（R6.12～） ▶ 私書箱（外部窓口の郵送での通報先）の開設 ▶ 法改正等を踏まえた要綱等の整備（R8.1～） ▶ 外部専門家のモニタリング、PDCA導入（R8.1～）
教育 啓発	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 幹部職員向けの研修実施（R7.5.12） ▶ 消費者庁の技術的助言（R7.5.22）を全庁共有 ▶ 消費者庁講師の事業者向け研修実施（R7.12.16） ▶ 県内市町向けの研修動画を作成・周知（R8.1） ▶ 自治研修所による階層別研修（R8～） ▶ 全庁通知システムによる制度等周知（適宜）

②内部通報の件数

区分	受付	受理
法令違反	18件	11件
職務上の義務違反	2件	1件
県民の信頼を損なうおそれ	12件	5件
その他	2件	0件
計	34件	17件

※内部通報のうち、外部窓口での受付7件・受理4件
 ※不受理の理由として、別窓口・団体の通報事案が11件

②外部(行政)通報の件数

区分	受付	受理
法令違反	28件	24件

公益通報事案への対応（内部通報の概要）

通報件数 34件（公益通報窓口が覚知した内部通報事案） ※令和7年4月～令和8年3月の通報件数

通報区分
実名通報14件 41% 匿名通報20件 59%

通報窓口
内部窓口21件 62% 外部窓口7件 20% 所管課直接6件 18%

通報手段
メール10件 29% 郵送封書12件 36% WEBフォーム10件 29% 電話・対面2件 6%

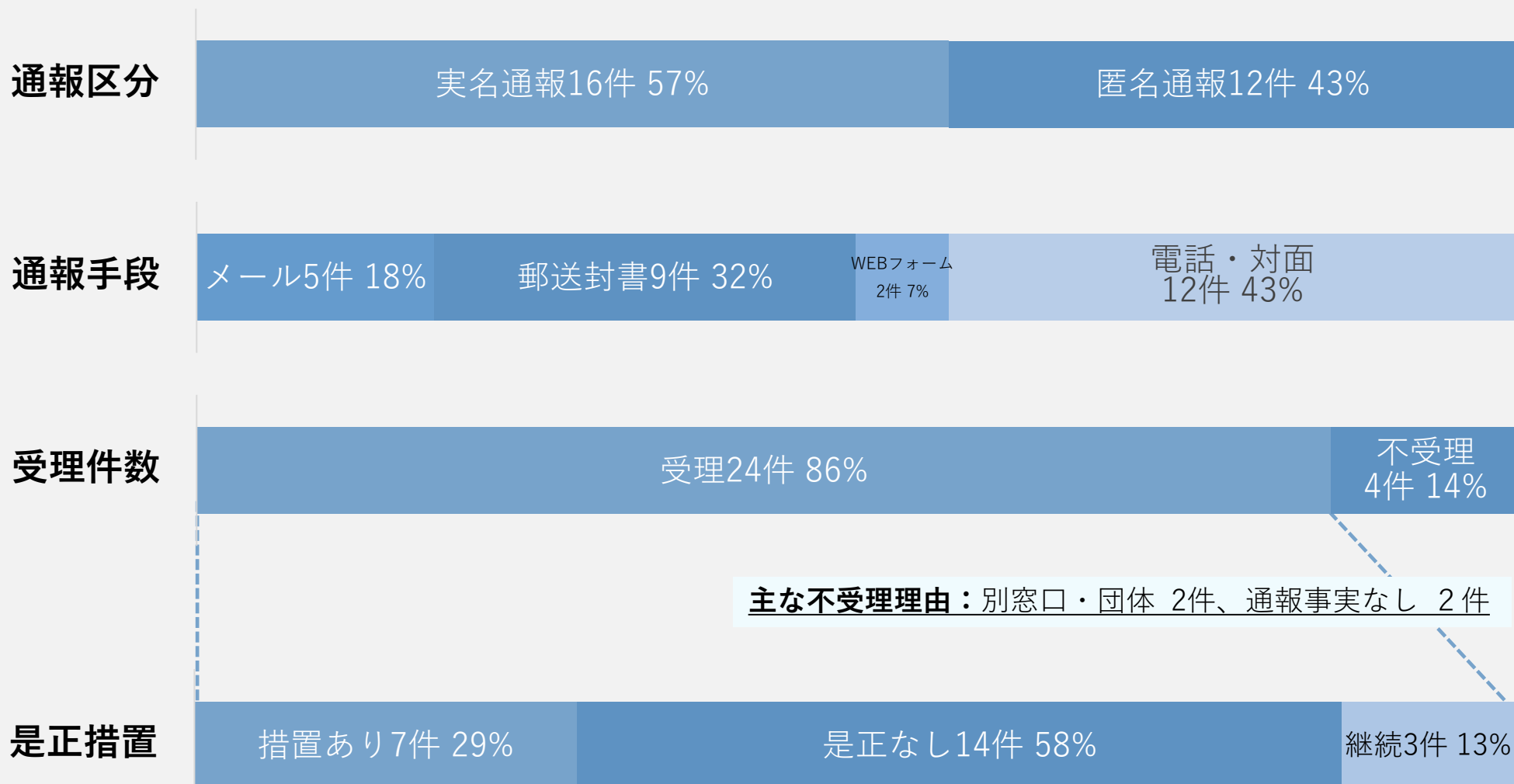
受理件数
受理17件 50% 不受理17件 50%

主な不受理理由：別窓口・団体 11件、通報要件なし 2件、内容が不分明 2件、通報事実なし 2件
※外部窓口の意見書のうち、「受理相当」の意見を付した通報事案はすべて受理している

是正措置
措置あり5件 29% 是正なし7件 42% 継続5件 29%

公益通報事案への対応（外部(行政)通報の概要）

通報件数 28件（外部(行政)通報事案） ※令和7年4月～令和8年3月の通報件数



公益通報体制の整備（R8年度実施計画）

資料4

法の趣旨を踏まえ、通報者保護や法令遵守の徹底を図り、県民の公益の保護に資するとともに、組織の活性化・健全化を図り、より透明で公正な県民に信頼される県政を推進する。

区分	R7年度の主な取組内容	R8年度実施計画
制度 周知	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 県HPの見直し（体系整理や内容充実） <ul style="list-style-type: none"> ・実施要綱の公表、対応フロー図の明示 ・通報手段の拡充（WEBフォーム導入等） ・2号通報の通報対応所管課一覧の公表 ・通報実績の公表内容の充実（概要記載等） ▶ 職員向け庁内イントラネットの充実 <ul style="list-style-type: none"> ・通報者向け、対応者向けの各専用ページを開設 ・よくある質問Q & A、マニュアルの追加・公表 ・制度理解促進のための資料等の充足 ▶ 制度チラシ作成、自治研修所での配布 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 県HPの充実（透明性の確保） <ul style="list-style-type: none"> ・公益通報事案に関する公表内容の充実 ・年4回以上のモニタリング結果の公表 ・通報者に適切な窓口を教示（<u>委員意見</u>） ▶ 職員向け庁内イントラの充実（教育・周知） <ul style="list-style-type: none"> ・よくある質問Q & Aの充足 ・マニュアルや研修資料等の充足 ▶ 制度チラシ作成、自治研修所での配布
体制 整備	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 公益通報制度所管部局の一元化（R7.4～） ▶ 外部窓口の設置・運用（R6.12～） ▶ 通報事案（利益相反等）の外部委託（R6.12～） ▶ 私書箱（外部窓口の郵送での通報先）の開設 ▶ 法改正等を踏まえた要綱等の整備（R8.1～） ▶ 外部専門家のモニタリング、PDCA導入（R8.1～） 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 制度改善の職員アンケート実施（<u>委員意見</u>） ▶ 職員等が制度改善提案できる体制の整備（<u>委員意見</u>） ▶ 外部窓口の運用状況モニタリング（<u>委員意見</u>） ▶ 通報事案の対応状況 <ul style="list-style-type: none"> ・すべての通報事案の対応状況についてのモニタリング ・外部専門家による通報者の聴取調査（<u>委員意見</u>）
教育 啓発	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 幹部職員向けの研修実施（R7.5.12） ▶ 消費者庁の技術的助言（R7.5.22）を全庁共有 ▶ 消費者庁講師の事業者向け研修実施（R7.12.16） ▶ 県内市町向けの研修動画を作成・周知（R8.1） ▶ 自治研修所による階層別研修（R8～） ▶ 全庁通知システムによる制度等周知（適宜） 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 自治研修所による階層別研修（R8～） ▶ 実務的な研修の実施 ▶ 改正後の法定指針・ガイドラインを全庁共有 ▶ 県内市町向けの研修を実施（対面） ▶ 全庁通知システムによる制度等周知（適宜）